

官報



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

○液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業五三）

○ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（同五四）

○経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令（同五五）  
〔同五五〕

〔告 示〕

○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委三〇）

○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同三一）

○ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針の全部を改正する件（厚生労働三八〇）

○自然環境保全法第二十七条第三項第五号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件（環境八一）

## 官厅 諸事項

○自然公園法第二十二条第三項第一号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件（同八一）

○経済産業省令第五十二号  
液化石油ガスの保安の確  
保のための規則  
十一條及び第四十六條第二  
一部を改正する省令を次の

第4項の規定に基づき、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の  
ように定める。

別表第一半密閉式瞬間湯沸器の項目

不完全燃焼防止機能に係る検知部の構成

- (1) 热電対式のもの
- (2) フレームロッド式のもの
- (3) COセンサー式のもの
- (4) バイメタル式のもの

大畠 章宏  
昭和三十一年九月二日  
農林省令第一二三号

を

告示

独立行政法人水資源機構平成二十二年事業年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、プログラムの著作物に係る登録、特定計量器型式承認関係

独立行政法人水資源機構平成二十一  
事業年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、プログラムの著作物に係る登録、特定計量器型式承認関係  
地方公共団体  
教育職員免許状失効、行旅死亡人、  
無縁墳墓等改葬関係  
会社その他  
会社決算公告

- 執動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委三〇）
- 普通自転車の型式認定番号を指定した件（同三一）
- ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針の全部を改正する件

○自然環境保全法第一一十七条第三項第五号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件（環境八一）

不完全燃焼防止機能に係る検知部の 機構	(1) 热電対式のもの
	(2) フレームロッド式のもの
	(3) COセンサー式のもの
	(4) バイメタル式のもの
	(5) サーミスター式のもの
	(6) その他のもの
暖房部の有無	(1) あるもの (2) ないもの

水路階の構造(暖房部を有するもの)	(1) 一缶二水路式のもの
	(2) 一缶三水路式のもの
(3) 二缶二水路式のもの	
(4) 二缶三水路式のもの	
(5) その他のもの	

<b>機構</b>	(1) 热電対式のもの (2) フレームロッド式のもの (3) その他のもの
不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	(1) 热電対式のもの (2) フレームロッド式のもの (3) その他のもの

改る。

別表第三半密閉式瞬間沸騰器の項及び「断続的」のトヨ「(暖房機能(加熱された水等の熱媒体を循環させ暖房等に利用するものをいう。以下半密閉式瞬間湯沸器の項及び開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間沸騰器の項において同じ。)を有するものの当該機能に係る部分にあつては、8時間以上連続」を加へ、同表開放式若しくは断続的又は密閉式瞬間沸騰器の項の次に次のものと定める。

(2) 暖房機能を有するものは、密閉式又は屋外式であること。  
別表第三半密閉式瞬間沸騰器の項及び「断続的」のトヨ「(暖房機能を有するものの当該機能に係る部分にあつては、8時間以上連続)」を加へる。

基 証

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七一条第一項の証明書の交付を受けてくる特定液化石油ガス器具等に係るこの省令による改正前の液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第五十二条の型式の区分について、この省令による改正後の液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第一の規定にかかるわいす、液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)別表第一の上欄に掲げる特定液化石油ガス器具等に係る同表の下欄に掲げる期間内は、なお従前の例による。

○経済産業省令第五十四号  
ガス事業法(昭和十九年法律第五十一号)第二十九条の五及び第三十九条の十第一項の規定に基づき、ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月一日

経済産業大臣 大畠 章宏

ガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十六年通商産業省令第117号)の一部を次のようにより改正する。

別表第一半密閉燃焼式ガス瞬間沸騰器の項及び開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間沸騰器の項中

給水自動ガス弁の構造

- (1) ダイヤフラム式のもの
- (2) 水流スイッチ式のもの
- (3) その他のもの

暖房部の有無	(1) あるもの (2) ないもの
水通路の構造(暖房部を有するもの)	(1) 一缶二水路式のもの (2) 一缶三水路式のもの (3) 二缶二水路式のもの (4) 二缶三水路式のもの (5) その他のもの
暖房部の有無	(1) あるもの (2) ないもの
水通路の構造(暖房部を有するもの)	(1) 一缶二水路式のもの (2) 一缶三水路式のもの (3) 二缶二水路式のもの (4) 二缶三水路式のもの (5) その他のもの

改る。

別表第三半密閉燃焼式ガス瞬間沸騰器の項及び「断続的」のトヨ「(暖房機能(加熱された水等の熱媒体を循環させ暖房等に利用するものをいう。以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項及び開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において同じ。)を有するものの当該機能に係る部分にあつては、8時間以上連続)」を加へ、同表開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間沸騰器の項の次に次のものと定める。

(2) 暖房機能を有するものは、密閉燃焼式又は屋外式であること。

基 証

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令の施行の際現にガス事業法第三十九条の十一第一項の証明書の交付を受けてくる特定ガス用品に係るこの省令による改正前のガス用品の技術上の基準等に関する省令別表第一の規定にかかるわいす、この省令による改正後のガス用品の技術上の基準等に関する省令別表第一の規定にかかるわいす、ガス事業法施行令(昭和四十九年政令第六十八号)別表第一の上欄に掲げる特定ガス用品にこれぞれそれ同表の下欄に掲げる期間内は、なお従前の例により。

○経済産業省令第五十五号  
消費生活用製品安全法(昭和四八年法律第三十一号)第三十一条の二第一項及び第三十一条の十五の規定に基づき、経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月一日

経済産業大臣 大畠 章宏

経済産業省関係特定保守製品に関する省令(平成二十年経済産業省令第110号)の一部を次のように改正する。

別表第一半密閉燃焼式ガス瞬間沸騰器の項及び密閉燃焼式ガス瞬間沸騰器の項中

点火装置及び消火装置の状態

- (1) 点火時に異常がないこと。
- (2) 給湯の停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。

燃焼状態

- (1) 給湯量を最大にして、及び出湯温度を最高にして給湯した場合、排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0.1%セント以下であること。
- (2) 停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。

点火装置及び消火装置の状態

- (1) 点火時に異常がないこと。
- (2) 停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。

不正改造防止	安全装置が不正改造されていないこと。
--------	--------------------

暖房部の有無	(1) あるもの (2) ないもの
水通路の構造(暖房部を有するもの)	(1) 一缶二水路式のもの (2) 一缶三水路式のもの (3) 二缶二水路式のもの (4) 二缶三水路式のもの (5) その他のもの
暖房部の有無	(1) あるもの (2) ないもの
水通路の構造(暖房部を有するもの)	(1) 一缶二水路式のもの (2) 一缶三水路式のもの (3) 二缶二水路式のもの (4) 二缶三水路式のもの (5) その他のもの

改定

記

○本件は、平成11年11月1日から施行する。

に

改定

記

改定